

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月12日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条（略）</p> <p><u>（支出命令者等の印影の届出）</u></p> <p><u>第6条の2 支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、企業出納員に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 企業出納員は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p>	<p>第6条（略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。